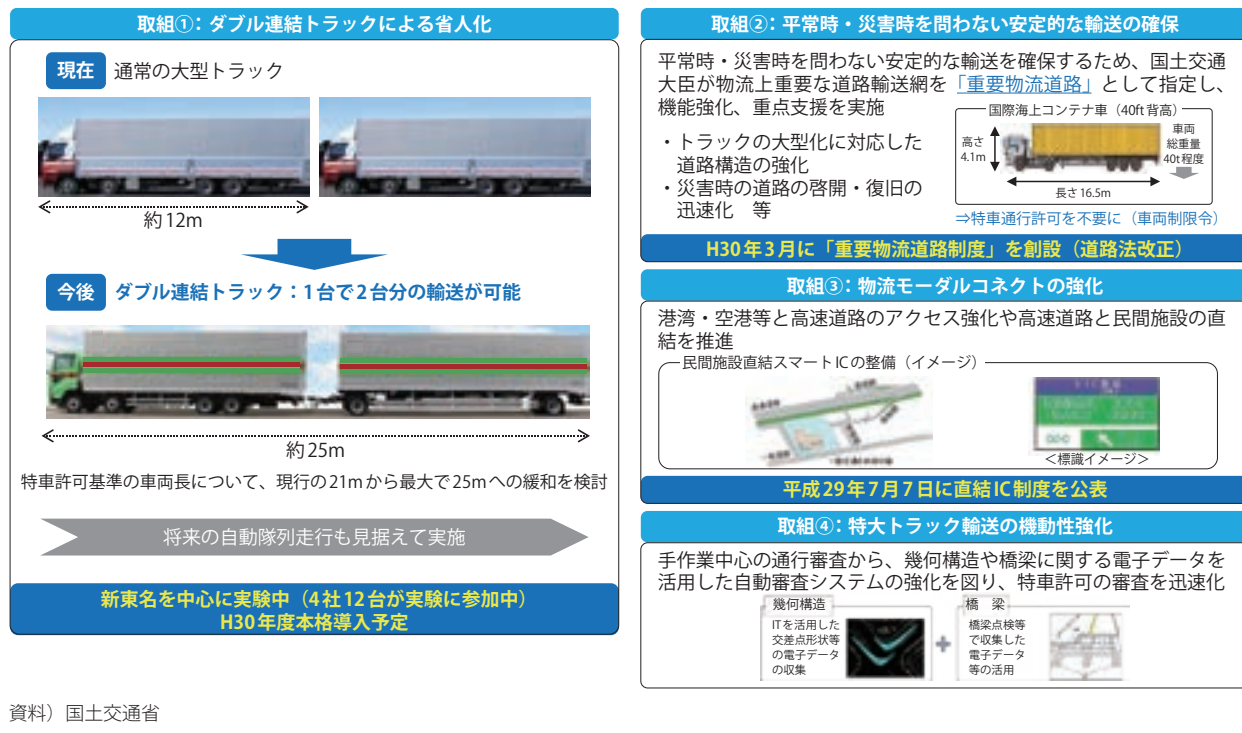


図表3-1-11 道路の物流イノベーション



## 第2節 楽しみ方に関する取組み

これまで見たように、「楽しみ方」に関しては、我が国では、余暇の充実や余暇時間の確保等が課題となっている。このような中、観光の魅力の向上等さらに楽しめる場所や学び直しの機会の創出等、楽しみの多様化、深化に対応する取組みや、人のつながりを生む社会参加の場の創出とそれらを社会貢献活動に活かすなど、楽しみの活用に関する取組みが求められている。

### 1 楽しみの多様化、深化に対応する取組み

（観光の魅力の向上）

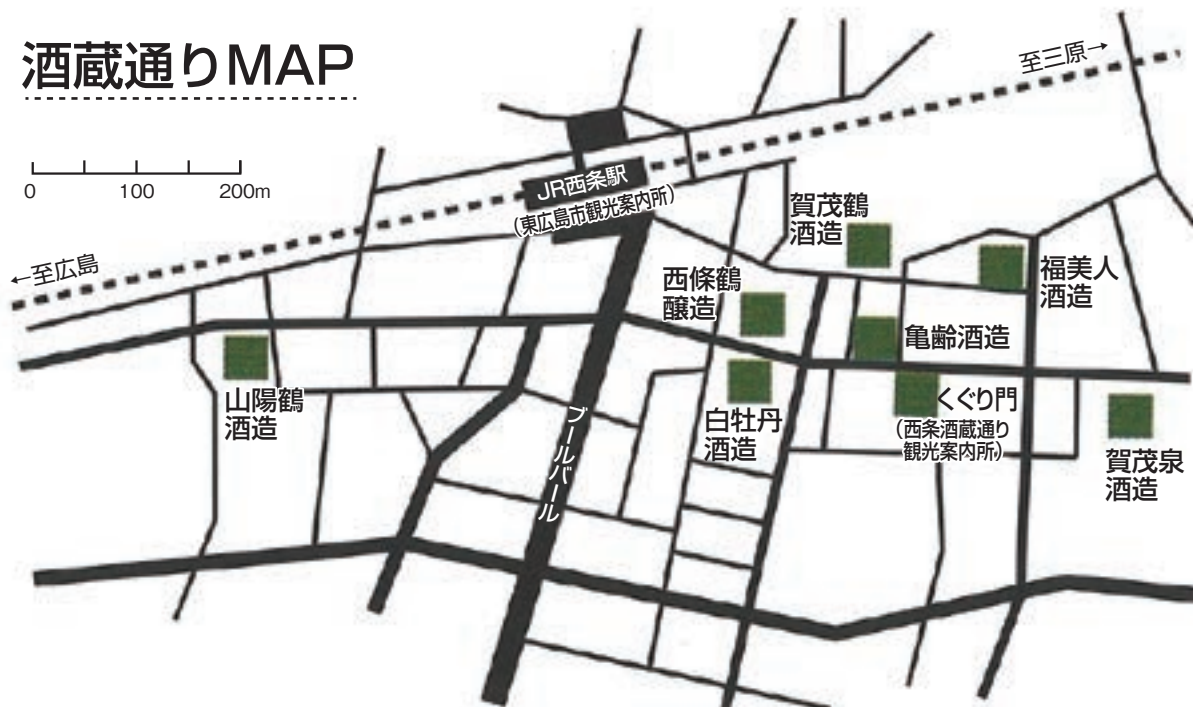
#### ■観光資源の開拓・魅力の向上

全国各地には、豊富で多様な観光資源が多数存在しており、これらを開拓し、その魅力を向上させることは、旅行者にとっては、より魅力的な旅行を楽しめるとともに、各地域にとっては旅行者の地方への誘客により、新たな需要が創出されること等の効果が期待される。

観光庁では、地域の名産品の開発、酒蔵等特定の観光資源により観光振興を図る地域のネットワーク化、それらのPR活動等を支援している。また、博物館の夜間開館等によるナイトタイムの利用といった、観光資源の有効活用に関する検討も進めている。このような取組みは外国人旅行者のみならず、日本人にとっても「楽しみ方」を充実させるものとして期待される場所である（図表3-2-1、図表3-2-2）。

図表3-2-1 西条酒蔵通りの取り組み（広島県東広島市）

## 酒蔵通りMAP



資料) 観光庁



図表3-2-2 ナイトタイムエコノミーの活用事例



資料) 観光庁



## ■島風構想

離島では、地域の実情に応じてホビーツーリズム、島外の子どもが島で暮らす離島留学、サテライトオフィス・テレワークセンターの提供等の島外の人を島に呼び込むための様々な取り組みが行われて

いる。

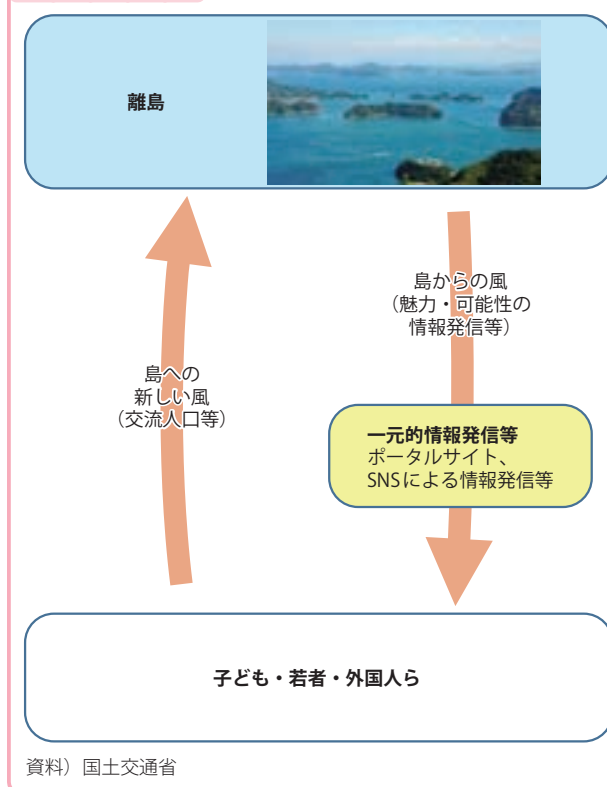
国土交通省では、離島を網羅的に紹介する初のポータルサイトの構築や、若者・外国人等に伝わるメディア（SNS等）による情報発信を通じ、離島の魅力を都市部等に発信（島からの風）し、都市部等からの交流人口等を創出する（島への新しい風）取組みである「島風構想」を推進することとしている（図表3-2-3）。

### ■インフラツーリズムの推進

インフラツーリズムとは、インフラを地域固有の財産・観光資源として活用し、地域の活性化につなげようとする取組みであり、さらに、インフラ整備・維持管理の理解促進にも貢献することが期待されている。

国土交通省では、各地方整備局等において現場見学会の企画や民間旅行会社とのタイアップ等を行うとともに、「インフラツーリズムポータルサイト」を開設し、ツアーや見学会などの紹介等、情報発信を随時行っている（図表3-2-4）。

図表3-2-3 島風構想イメージ





図表3-2-4 インフラツーリズムの一例



資料) 国土交通省

### ■観光地域づくりの支援

訪日外国人旅行者をはじめ、観光客が、各地域を周遊することを促進するため、地域の関係者が連携して、観光客の来訪・滞在促進を図ることが必要である。

観光庁では、観光地域づくりの舵取り役として、様々な関係者と協同しながら戦略を策定するとともに、その戦略を実施するための調整機能を備えた法人である「日本版DMO」という制度を創設した。その上で、DMOが、事業者等地域の関係者ととともに、観光地域づくりの計画を作成した際に地域資源の魅力を活かした滞在プログラムの造成、商談会の開催等に対する支援等を行うこととしている(図表3-2-5)。

図表3-2-5 日本版DMO



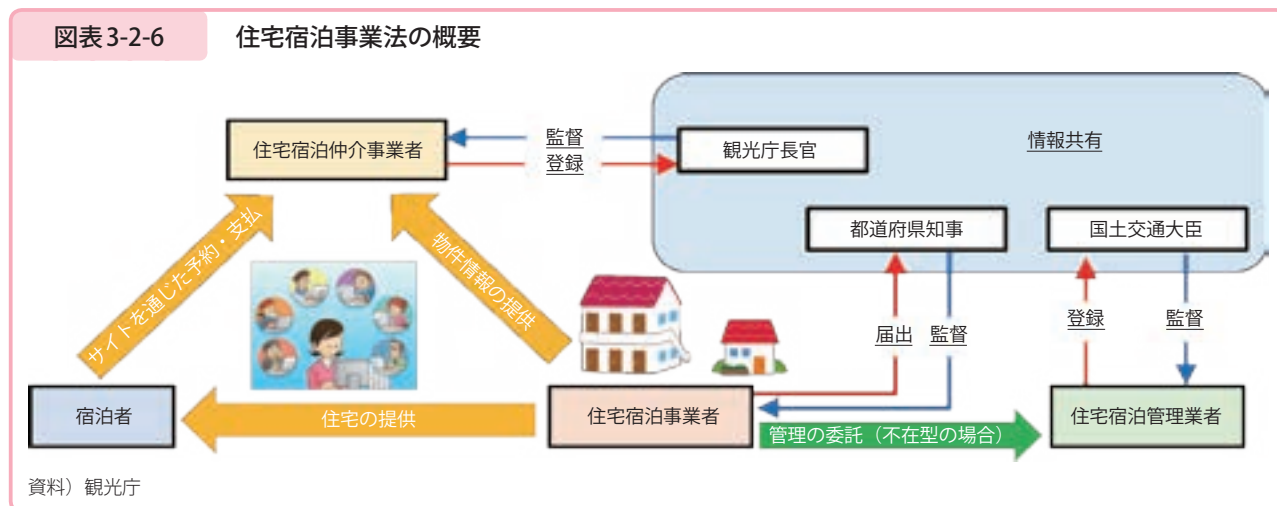
資料) 観光庁

### ■健全な民泊サービスの普及

ここ数年、いわゆる「民泊サービス」が我が国でも急速に普及している。また急増する訪日外国人観光客や国内旅行における宿泊需要の多様化に対応するため、民泊サービスの活用を図ることが重要となっている。一方、当該サービスの活用にあたっては、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止等に留意したルールづくりが急務となっている。

このような中、国土交通省では、2017年に成立した「住宅宿泊事業法」に基づき、健全な民泊サービスの普及を図ることとしている（図表3-2-6）。

図表3-2-6 住宅宿泊事業法の概要



## 2 楽しみの活用に関する取組み

（人のつながりを生む場の創出とそれらを社会貢献活動に活かす取組み）

### ■エリアマネジメントの推進

社会貢献活動に参加することにより、生きがいを感じ、人生の楽しみと捉える人が多く存在しており、このような意欲を、さらに、まちづくり等に活用することが求められている。そのような中、その活動の一つとして「エリアマネジメント」があり、これは特定のエリアにおいて、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組みとなっている。

国土交通省では、エリアマネジメントの推進への取組みとして、都市再生特別措置法を改正し、まちづくりを担う法人として活動団体の指定による公的位置づけの付与等の支援をしている。都市再生推進法人の第1号である札幌大通まちづくり（株）は、札幌市の大通地区にある6つの商店街、商業施設等により構成されている。この会社は、まちを「つかってほしい」という思いのもと、「つながり」を重要と考え、歩行者天国の活用、オープンカフェ、市民参加のイベント、美化活動等を実施しており、主催者側のネットワーク化を図るとともに、多数の若者が参加者として集い、楽しめる場所を創出している（図表3-2-7）。

図表3-2-7 札幌大通まちづくり（株）によるエリアマネジメントの取組み



資料）札幌大通まちづくり（株）

## I

## 第3章

## 国土交通分野における取組み

## ■ボランティアによる河川環境の保全

身近にある自然環境に接しながら、それらの維持管理活動を行うという社会貢献活動もまた、生きがいとなり、人生の楽しみにつながる可能性を有している。

国土交通省では、このような活動を推進するため、河川法を改正しており、これにより、河川管理者は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を「河川協力団体制度」として指定し、河川管理事業を支援することができるようになった。この河川協力団体の一つである「エコロジー研究会ひろしま」では、太田川の美化活動への参加や「学ぼう」、「触れよう」、「楽しもう」をテーマにした子供への体験学習の提供、インストラクターの養成、放水路での干潟観察等の活動を行っている（図表3-2-8）。このような取組みは、河川管理者と河川協力団体の双方のコミュニケーションを活発化させること等により、より良い河川空間の形成、社会貢献活動につながっていくことが期待される。

図表3-2-8 エコロジー研究会ひろしまによる太田川河川団体活動

平成26年度河川協力団体活動報告（太田川） 指定番号第1号  
エコロジー研究会ひろしま



【7月20日】

● クリーン太田川への参加



【9月28日】

● 太田川せせらぎ塾開催  
（こいつ子ふれあいの水辺）

【11月3日】

● RACインストラクター養成講座



【10月3日】

● 放水路での干潟観察

資料）国土交通省